

平成 19 年 3 月 19 日

平成 20 年度税制改正に関する意見書

近畿税理士会

目 次

| | |
|------|---|
| まえがき | 1 |
|------|---|

共通関係

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 減価償却制度の見直し | 4 |
| 2. 租税特別措置法の整備 | 4 |
| 3. 行為計算の否認制度の適用範囲と要件の明確化 | 5 |

所得税関係

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. こども税額控除の創設 | 6 |
| 2. 土地建物等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の復活 | 6 |
| 3. 人的控除の整理統合 | 7 |
| 4. 不動産所得に係る損益通算の特例の廃止 | 7 |
| 5. 居住用財産の譲渡損失の繰越控除の要件撤廃 | 8 |
| 6. 給与所得に対する課税のあり方 | 8 |
| 7. フリンジベネフィット課税に関する規定の創設 | 9 |
| 8. 社会保険診療報酬の特例制度の廃止 | 10 |
| 9. 退職所得の課税方式の変更 | 10 |
| 10. 青色事業専従者給与の形式要件の廃止と退職金の必要経費算入 | 11 |
| 11. 事業主死亡による事業廃止の場合の使用人退職金の必要経費算入 | 11 |
| 12. 純損失・雑損失の繰越期間の延長と期限内申告要件の廃止 | 12 |
| 13. 年金保険料控除制度の見直し | 12 |
| 14. 求償権の行使不能による損失の雑損控除の対象化 | 13 |
| 15. 医療費控除の上限引上げと別生計親族の医療費控除対象化 | 13 |
| 16. 準確定申告の提出期限の延長 | 14 |
| 17. 離婚の際の財産分与に対する課税時期 | 14 |
| 18. 財産債務明細書の提出義務の廃止 | 15 |

法人税関係

| | |
|--|----|
| 1. 受取配当等の全額益金不算入 | 16 |
| 2. 交際費課税の見直し | 16 |
| 3. 同族会社の使用人兼務役員の持株基準要件の廃止 | 17 |
| 4. 中小法人の軽減税率適用所得金額の引上げ | 17 |
| 5. 少額減価償却資産の取得価額基準の引上げと一括償却資産損金算入制度の廃止 | 17 |
| 6. 欠損金の繰戻還付制度の停止措置の解除 | 18 |
| 7. 中間申告基準額の引上げ | 18 |
| 8. 連結グループ法人間の寄附金の全額損金不算入制度の廃止 | 19 |
| 9. 連結子法人の繰越欠損金の持込制限の緩和 | 19 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 10. 試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越期間延長 | 20 |
| 11. 減価償却費から成る青色欠損金の繰越期間延長 | 20 |
| 12. 民事再生法等の認可決定等があった場合の債務免除益の課税繰延 | 21 |
| 13. 定期同額給与の減額改定基準の明確化 | 21 |
| 14. 特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入制度の廃止 | 22 |

相続税・贈与税関係

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 相続税の課税体系の遺産取得課税方式への変更 | 23 |
| 2. 相続税の総額の按分方法の選択 | 23 |
| 3. 相続税の連帯納付義務の廃止 | 24 |
| 4. ペイオフにより保護されない預金等の課税価格からの除外 | 24 |
| 5. 小規模宅地等の特例における特定居住用宅地等の適用対象面積の引上げ | 24 |
| 6. 未分割の小規模宅地等についての減額適用 | 25 |
| 7. 小規模宅地等の上に存する建物の減額措置 | 25 |
| 8. 株式評価における相続開始前3年以内取得土地家屋等の特例の廃止 | 26 |
| 9. 相続税法における更正の請求の理由の見直し | 26 |

消費税関係

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 複数税率の導入反対 | 27 |
| 2. インボイス方式の導入反対 | 27 |
| 3. 基準期間制度等の見直し | 28 |
| 4. 各種届出書の提出期限規定の整備 | 29 |
| 5. 一括比例配分方式・個別対応方式の変更禁止期間撤廃 | 29 |
| 6. 消費税申告書の提出期限の見直し | 30 |
| 7. 仕入税額控除の帳簿記載要件の見直し | 30 |
| 8. 公益法人等に対する仕入税額控除の特例の見直し | 31 |
| 9. 簡易課税制度の見直し | 32 |
| 10. 基準期間における課税売上高の統一 | 32 |

印紙税

| | |
|--------|----|
| 印紙税の廃止 | 33 |
|--------|----|

地方税関係

| | |
|---------------------------------|----|
| 1 住民税 | |
| (1) 個人住民税の人的控除額の見直し | 34 |
| (2) 道府県民税均等割制度の見直し | 34 |
| (3) 法人住民税均等割の資本金等の額の見直し | 35 |
| 2 事業税 | |
| (1) 個人事業税における事業主控除額の引上げ | 35 |
| (2) 分割法人に対する法人事業税の軽減税率不適用基準の引上げ | 36 |
| (3) 外形標準課税の徴収猶予制度の適用要件緩和 | 36 |
| 3 固定資産税 | |
| (1) 固定資産税の税額計算の明示 | 37 |
| (2) 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置の適用拡大 | 37 |
| (3) 償却資産に係る固定資産税の見直し | 37 |

| | | |
|-----|---------------|----|
| 4 | その他 | |
| (1) | 不動産取得税の見直し | 38 |
| (2) | 事業所税の廃止 | 39 |
| (3) | 法定外税の安易な導入の反対 | 39 |

税務行政関係

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 租税行政手続への行政手続法の適用 | 40 |
| 2 | 更正の請求期間の延長 | 40 |
| 3 | 更正又は決定を行う場合の理由附記 | 41 |
| 4 | 延滞税の見直し | 41 |

ま え が き

1 税理士としての意見表明について

税の職業専門家である私たち税理士は、その業務を通じて、実際に税を負担する立場にある納税者と常に接しており、納税者の税に対する種々の考え方を知ることができ、また、特に中小事業者については、決算・申告業務を通じて、その経営状況を最もよく知る立場にある。このように、税理士こそが納税者や納税義務者の意見を代弁する者としてもっともふさわしいと考えられる。

また、税制は、このような税理士が疑問や矛盾を感じるようなものであってはならない。

そこで、税の専門家団体である近畿税理士会は、以下の基本的な視点に基づき、税制改正に対する最近の動向を踏まえたうえで、より適正な制度が構築されるよう十分な検討を行い、ここに税理士法 49 条の 11 及び同法 49 条の 15 の趣旨に基づき、ここに平成 20 年度の税制改正に関する意見を表明するものである。

なお、平成 19 年度税制改正において、日本税理士会連合会が建議・要望したことにより、特定同族会社の留保金課税制度や特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の見直しが行われた。今後の税制改正にあたっては、税務に関する専門家である税理士会に意見を求め、協議の場を設けることを強く要望する。

2 基本的な視点について

わが国の経済は、バブル崩壊後の停滞期をようやく抜け出し、輸出や設備投資と好調な企業業績に支えられ、中小企業にとって実感は少ないものの、全体としては回復基調にあると言われている。このような経済・財政状況を踏まえ、平成 19 年度税制改正では、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、減価償却制度の抜本的見直しをはじめ、中小企業関連税制、国際課税、組織再編税制、信託税制、金融・証券税制、住宅・土地税制、納税環境の整備について所要の措置が講じられた。

税制については、その改正の方向性が妥当であることはもちろん、税制に対する基本的考え方である「公平・中立・簡素」の三要素に適合するものでなければならない。さらに、この三要素とは別に、日本税理士会連合会は、国民がタックスペイヤーとしての責任と自覚と誇りを持って税を負担し合う制度の確立が必要であるという考え方から、次の 5 つを基本的な視点として掲げている。本意見書はこの基本的な視点から検討したものである。

(1) 公平な税負担

公平な税負担は、税制のあり方を考えるうえで最も基本的な視点である。しかし、公平には、水平的公平、垂直的公平、世代間の公平などの考え方があり、公平な税制を検討するにあたり、できる限り広い視野で客観的な立場から、バランスのとれた税制を構築する必要がある。

(2) 理解と納得のできる税制

わが国の国税のほとんどは申告納税方式によって税が確定し、賦課課税方式による個人住民税や事業税も申告納税方式による所得税の課税標準の計算を基礎としているので、結果的にほとんどの税が申告納税方式に関係している。

申告納税制度は納税者による税の自己賦課であり、租税法律主義のもとで納税者は租税法規の解釈権を第一義的に有している。

したがって、租税制度は、複雑難解なものであってはならず、納税者が理解でき納得するものであることが必須である。

(3) 必要最小限の事務負担

申告納税制度のもとでは、納税者自らが課税標準を算定し税額を計算し申告書を作成するのであるから、納税者には納税のための事務負担が生じる。

しかし、租税収入に係る費用は、税務行政庁ばかりでなく納税者における納税事務費用も併せて認識されるべきであり、その負担は常に必要かつ最少になるように配慮されるべきである。

(4) 時代に適合する税制

税制は、経済社会の構造変化や取引形態の変化に対して適切に対応してゆく必要がある。そうでなければ、納税者に新たな不公平が生ずるなどの弊害を招くことになる。

したがって、既成の制度に縛られることなく、国民の自助努力と経済の活性化を促進すること等を念頭におき、常に時代に適合するように税制の見直しを継続しなければならない。

(5) 透明な税務行政

税務行政は、公平な税負担の確保と申告納税制度の維持発展、タックスコンプライアンスの確保のために、透明であることが必要不可欠である。

3 本意見書の構成

この意見書は、共通関係 3 項目、所得税関係 18 項目、法人税関係 14 項目、相続税・贈与税関係 9 項目、消費税関係 10 項目、印紙税 1 項目、地方税関係 12 項目及び税務行政関係 4 項目の合計 71 項目からなっている。

なお、本年の意見書における重要項目は次のとおりである。

< 所得税 >

こども税額控除を創設すること。

< 相続税 >

相続税の課税体系を本来の遺産取得税方式に変更すること。

< 消費税 >

- (1) 複数税率の導入に反対する。
- (2) インボイス方式の導入に反対する。

共通関係

1. 減価償却制度について次の見直しを行うこと。
 - (1) 法定耐用年数を資産の使用実態に応じて見直すこと
 - (2) 資産区分を簡素化すること

(耐用年数省令1)

【理由】

(1) 耐用年数の見直し

法定耐用年数は、減価償却費計算の基礎となるもので資産の平均使用可能期間により算定されている。現行の法定耐用年数は、昭和36年及び昭和39年に大幅な見直しがなされたが、それ以後は、個別の資産について耐用年数の短縮がなされているだけで、全体的な見直しが行われず、結果として減価償却の速度が遅くなっていることが指摘されている。

しかし、減価償却資産の法定耐用年数は、資産の物理的寿命に経済的陳腐化を加味して客観的に定められるべきものであり、技術的進歩による陳腐化の状況等に配慮しつつ、資産の使用実態に応じて、見直されるべきである。法定耐用年数を見直し償却速度を速めることは、設備投資にかかる早期の資金回収が可能となり、設備の老朽化に歯止めをかけるために必要である。

なお、通常の維持管理をした場合の使用可能年数が法定耐用年数よりも著しく長期間であるものについても、実態に応じた見直しが必要である。

(2) 資産区分の簡素化

現行の資産区分は、資産の種類が細分化されているが、実態に応じた区分になっていないものもあり、取得資産が細分化されたどの区分にも該当しないという問題もある。

資産区分については、資産の特性や使用状況等に配慮しながらも簡素にし、資産区分が複雑になりすぎないようにすべきである。また、特掲された資産区分に該当しない場合(いわゆる「その他」区分)の法定耐用年数がそれ以外の場合に比し著しく長期間とならないなどの措置が必要である。

2. 租税特別措置法のうち恒久的な制度については本法に定め、政策的なものについてはすべて期限を設けて定めるべきである。

また、租税特別措置法に相当する地方税法の本法附則規定は、地方税法とは独立させ、別に規定すること。

【理由】

租税特別措置法には、個人における土地建物等の譲渡所得の分離課税や収用等に係る課税の特例などのように時限立法には適さないものも規定されており、また、法人に対する土地重課制度のように適用期限が設けられていないものもある。

しかし、租税特別措置は、社会政策上の特定の目的を実現するために、一定の要件に該当する場合に税負担を軽減又は加重する措置であり、本来は、臨時的・短期的なものである。

したがって、恒久的な制度とすべきものについては、所得税法や法人税法等の中に組み込むべきである。同時に、租税特別措置法で規定する事項については、すべてについて適用期限を設けるとともに、期限が到来する都度、継続の必要性を検討すべきである。

また、地方税法では、国税における租税特別措置法的な規定は本法附則に規定され、その他に改正法附則があることから、国税に比較して理解しにくい法律となっている。

したがって、納税者が理解しやすい法律にするためにも、本法附則の部分は地方税法から独立させ、租税特別措置法に相当する別の規定とし、地方税法を理解しやすいものにするべきである。

3．行為計算の否認制度を非同族会社にも範囲を広げ、行為又は計算の内容については、適用要件を明確にするとともに具体例を示すべきである。

(所法 157, 法法 132, 132 の 2, 132 の 3, 相法 64, 地価法 32)

【理由】

同族会社の行為計算の否認規定では、同族会社の行為又は計算を容認すれば、法人税等の負担を不当に減少することになると認められる場合に、法人の行為又は計算と異なるところによって、更正又は決定をすることができるものとされている。

この規定は、同族会社の行為が恣意的に行われがちであり、一方、非同族会社の行為には恣意的な要因はないとの前提に立って設けられている。

しかしながら、非同族会社であっても恣意的な行為が全くないとは言えず、このような前提は、あまりにも一面的な見方であり、かつ負担の公平という観点からも問題がないとは言いがたく、同族会社だけでなくすべての法人に対して適用するように改めるべきである。

また、この行為計算の否認規定に関しては、要件が非常に抽象的であり、運用は税務署長の裁量権に委ねられており、内容はすでに削除されている旧基本通達を参照して内容を類推するなど課税要件の明確性の点からみて問題が多い。組織再編に係る行為計算の否認規定や連結法人に係る行為計算の否認規定も含めて、具体例を示すような方法で明確化すべきである。

所得税関係

1. こども税額控除を創設すること。

【理由】

少子長寿化社会における子育ての重要性が指摘される中、社会保障政策と併せて、税制面でも子育てを支援することが必要である。

少子化対策としての子育て支援税制としては、扶養控除額の拡大、子供1人当たりにつき一定額の税額を控除する方式への移行、世帯単位課税による「N分N乗方式」の採用が考えられる。

まず、扶養控除額の拡大は、対象となる扶養者の数が多いほど税負担は少なくなるが、高所得者ほど税額の軽減効果が大きくなる。次に、「N分N乗方式」は、世帯の人数に応じて課税所得が平準化され、適用税率が低下することから、大家族ほど減税効果が高くなるが、高所得者に有利に作用する側面も有する。これに対して、税額控除方式は、税額控除前の税額が少ない場合には減税効果が限定的となるが、原則として、所得金額によって減税効果が異なることはない。

国民生活白書（平成17年）では、「年収400万円未満の世帯において子どものいない世帯の割合が他の層よりも高い。つまり、一定の年収以上では必ずしも所得と子どもの数には明確な関係が見られていないが、一定の経済力を下回ると子どもを持つ経済的負担感が高まり、子どもを持ちにくくなると考えられる。」という指摘がされていることから、子育て支援税制としては、税額控除方式が望ましいと考えられる。したがって、所得金額の低い者にも配慮しつつ、こども税額控除を導入すべきである。

2. 土地建物等の譲渡損失について、損益通算及び繰越控除を認めるべきである。

（所法69,措法31,32,措法41の5,41の5の2 による読み替え後の所法70）

【理由】

平成16年度改正により、土地建物等の譲渡損失は土地建物等の譲渡利益との内部通算だけが認められ、他の所得との損益通算及び繰越控除が認められなくなった（ただし、居住用財産の譲渡損失については、限られた一定の要件に該当する場合のみ損益通算及び繰越控除が認められている。）

本来、損益通算の対象とされる所得が不動産所得、事業所得、山林所得及び譲渡所得に限定されているのは、これらの所得については損失が生じる場合も多く、総合課税を原則とする所得税制において、損益通算は所得の種類を問わず適正な担税力に応じて課税をするという課税原則の基本理念を実現するための制度である。

土地建物等の譲渡損失について損益通算及び繰越控除を認めないことは、担税力を失った部分に対しても課税することになり、課税上問題がある。特に事業用不動産の譲渡損失は事業収益と

一体のものであり、法人企業と個人企業との間の課税上の不公平を生じさせることとなる。

また、この改正は、不動産の譲渡課税について、株式等の金融商品に対する課税と同様の方法に変更しようとする方向性が看取できる。しかし、一般的に土地建物等は事業や居住等の用に供される基本的な財産として保有されるのに対して、株式等の金融商品は一定の投機性が伴っているものであり、これらを同列に考えることは適切ではない。さらに、損益通算を規制することは、含み損を有する遊休不動産の流動化を阻害する要因にもなる。

従前の損益通算の制度は、譲渡利益に最高税率の約2分の1の税率が適用され、譲渡損失はその全額が総合課税所得から控除されており、利益の場合と損失の場合について均衡を失しているとの指摘もある。しかしながら、譲渡損失という担税力の喪失を調整するための措置として、損益通算制度は何らかの形で必要である。

したがって、譲渡益と譲渡損の取扱いの整合性について検討し、土地建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除の制度について、復活することを提案する。

3．配偶者控除等の人的控除を整理統合し、基礎控除額を大幅に引き上げること。

(所法83,83の2,84,86)

【理由】

人的控除には、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除があり、配偶者控除は一般及び老人に区分され、また、扶養控除は一般、特定、老人及び同居老親に区分されている。

そして、いずれにも同居特別障害者に該当する場合の特例が設けられており、人的控除の態様は複雑なものとなっている。また、配偶者控除については、配偶者が年103万円以下の給与収入を有している場合等、本人の基礎控除と配偶者の配偶者控除を重ねて適用を受けるといった問題がある。扶養控除についても同様である。

また、人的控除は、世帯としての負担調整を行うものであるが、現在では、世帯の類型や世帯における就労形態などがあまりにも多様化し過ぎ、また、今後の少子化対策や介護制度を考慮すれば、人的控除が実態に対応しきれていないとの意見もある。

したがって、課税最低限としての基礎控除額を大幅に拡充するとともに、複雑となっている人的控除を整理統合し、時代に対応した人的控除制度に組み替える必要がある。

4．不動産所得の計算上生じた損失の金額のうち、土地等の取得に係る借入金に対応する支払利息は損益通算の対象とされないとする特例を廃止すること。

(措法41の4)

【理由】

この制度は、借入金により不動産の取得が、過度な節税や地価高騰の一因となっているという観点から、平成3年度改正において創設されたものである。

しかし、土地の取得に要した借入金に係る支払利息は現実に流出しており、結果的に所得のないところに課税することになっている。また、不要不急の土地需要が認められず、低金利である昨今においては、この特例の社会政策目的はなくなっている。さらに、法人税については、平成10年度改正において、新規取得土地等に係る負債利子の特例が廃止されており、個人と法人の間で整合性が保たれていない状態になっている。

したがって、所得税におけるこの特例制度は廃止すべきである。

5．居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、「住宅借入金等」要件を撤廃すること。

(措法41の5,措法41の5の2,措令26の7の2 ,措法41の5 ,41の5の2 による読み替え後の所法70)

【理 由】

平成16年度改正により、土地建物等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除が認められなくなったが、長期所有の居住用財産の譲渡損失についてはその特例が設けられた。

しかし、この特例を適用するためには、住宅借入金等により居住用財産を買換えるか、買換えをしない場合には譲渡代金を上回る住宅借入金等の残債があることが条件であり、住宅を自己資金で購入した者と住宅ローンで購入した者、また、住宅ローンを既に返済した者とそうでない者との間には、住宅の売却時に税負担面での不公平が生じる。

本来、居住用財産の譲渡損失は、生活基盤を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものであるから、住宅借入金による買換えや住宅借入金の残高などの要件を撤廃すべきである。

6．給与所得に対する課税について下記のとおりとすること。

(1) 給与所得について、プライバシー保護の観点から、年末調整と確定申告の選択制にすべきである。

(2) 特定支出控除の拡充等により、給与所得者が確定申告をする機会を増やすこと。

(3) 給与所得控除額及び給与所得の金額を源泉徴収票に記載し、納税者にとって計算構造を分かりやすくすること。

(所法28,57の2,226)

【理 由】

(1) 年末調整と確定申告の選択性の導入

現在、大半の給与所得者は、給与の支払者に対して扶養控除等申告書を提出し、それに基づく年末調整によって課税関係が完結している。

しかし、扶養控除等申告書には、扶養親族の所得の見積額や心身の障害等の有無を記載することになっており、プライバシー保護の観点から問題がある。また、年末調整を前提とした現行制度は、給与所得者の税に対する認識の低下の一因となっている。

したがって、特定支出控除を適用しない場合においても、年末調整と確定申告を選択できる

ように改めるべきである。

(2) 特定支出控除の拡充と確定申告

給与所得控除は、給与所得については必要経費の個別認定が困難であるため概算経費控除を認める必要があることを主たる理由として、大正2年に採用された制度である。その後、給与所得についても事業所得と同様に実額による経費の控除を認めるべきであるという意見等に配慮して、昭和62年の所得税法の改正によって特定支出控除が創設された。

しかし、特定支出控除の適用者は全国で毎年数人程度に過ぎない。特定支出が通勤費、転任に伴う引越費用、研修費、資格取得費及び単身赴任者の帰宅旅費の5種類に限定されていることと、給与所得控除の方が有利であることがその理由である。また、近年における雇用形態は大きく変化しており、派遣労働や在宅就業を選択する者が増加するなど、事業としての性格も含まれていると認識できる給与所得も増加している。

したがって、事業所得の必要経費のように、一定の勤務に必要な服装・用具・パソコン関連費用、交際費、図書費、労働組合や同業団体の会費等のうち、業務遂行上必要な自己負担額も特定支出に含めるべきである。

(3) 源泉徴収票への記載

現行の所得税法の規定では、給与所得の収入金額及び給与所得控除後の金額が給与所得者に交付する源泉徴収票に記載すべきこととされている。これを、給与所得の収入金額、給与所得控除額及び給与所得控除後の金額を記載し、自分自身の概算控除額を認識できるようにするとともに、計算の構造を理解しやすくすべきである。

7. 税負担の公平の見地等から、フリンジベネフィットについては、所得税の課税対象とすべきである。

【理由】

フリンジベネフィットとは、使用者から役員又は使用人等が受ける経済的利益あるいは付加給付のことを指し、例えば、社宅又は厚生施設等の低額による利用、商品又はサービスの低額による提供など多種多様なものがある。その経済的な利益については、所得税法36条により、原則として課税の対象とされている。また、所得税法施行令84条の2により、「法人等の資産の専属的利用による経済的利益の額」については、通常支払うべき使用料等の対価をもって経済的利益の額とされている。

しかし、福利厚生施設の利用については、大企業と中小企業の使用人の間に多大な格差が生じているのが実情であり、社宅家賃についても、通常の家賃相場に比べて非常に低くても課税されないようになっていることから、社宅の提供を享受できる者とそうでない者との間の税負担の公平が損なわれている。

したがって、経済的利益の額については、法人等の資産の専属的利用に限定せずに、原則的な規定を設け、その個別の規定を設けるに当たっては、実勢価額と乖離しすぎないように考慮すべきである。

8．社会保険診療報酬の所得計算の特例制度を廃止すること。

(措法26,67)

【理 由】

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が支払を受ける社会保険診療報酬の金額が年間5,000万円以下である場合には、経費率による必要経費の額又は損金の額に算入する金額を計算することができる。

この制度は、社会保険医の所得水準の維持及び国民皆保険制度の定着を目的として昭和29年に創設されたものであるが、その目的は既に達成されている。また、必要経費の額及び損金の額に算入する金額は、実額計算によることが原則であり、この制度を存置することは、公平な課税を損なうものである。したがって、この特例制度は廃止すべきである。

9．勤続1年当たりの退職所得控除額を一定額にするとともに、退職所得の課税方式を勤続年数に応じた方式に変更すべきである。

(所法30)

【理 由】

退職所得の金額は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1相当額とされている。

この退職所得控除額は、同一企業への長期の勤労に対し課税上の優遇を与えるために、勤続年数が20年以下である場合は1年当たり40万円、勤続年数が20年を超える部分については1年当たり70万円とされている。また、退職所得控除後の残額の2分の1相当額が課税対象となるのは、給与の後払いとしての一括支払いに対する課税の平準化を意図しているものと説明されている。

しかしながら、勤労者のライフスタイルや就労形態は多様化しており、就労期間が短期かつ流動化する傾向が見られ、日本の雇用慣行としての終身雇用制度は大きく変化しつつある。また、退職金を支給する代わりに、それを給料や賞与に加算して支給する企業もある。これらの就労期間や支給形態の変化に対して、現行の退職所得の課税制度は十分に対応できていないと考えられ、退職所得の計算方式を根本的に改める必要がある。

退職所得に係る税額計算について、退職金が給与の一括後払いである点を勘案して、「N分N乗方式」を基礎とした平準化措置が組み込まれるべきであると考え、次の方式を提案する。

(1) 退職所得控除額は、就労期間による課税上の差をなくすために勤続1年当たりの控除額を一定とし、かつ、段階的に縮減する

(2) 計算は次の方式による。

$$\frac{\text{退職所得の収入金額} - \text{退職所得控除額}}{\text{勤 続 年 数}} \times \text{税率} = (A)$$

$$(A) \times \text{勤続年数} = \text{退職所得に係る税額}$$

10. 青色事業専従者給与を適用する場合の形式的要件を廃止し、退職金（特定退職金共済制度掛金を含む。）についても一定の要件のもとで必要経費に算入すること。

（所法37,56,57）

【理由】

事業所得等の金額の計算上必要経費に算入される青色事業専従者給与の金額は、あらかじめ税務署長に提出した届出書に記載された範囲内で、かつ、労務の対価として相当と認められる範囲内の金額とされている。さらに青色事業専従者となることのできる者は、事業に従事することができる期間を通じて2分の1に相当する期間を超える期間につき、その事業に専ら従事する者に限られている。

しかし、青色事業専従者給与の把握は、青色申告決算書への記載によって可能であり、また、青色申告者の事業と家計は明確に分離されているはずであり、現実に勤務している場合の青色事業専従者の給与が労務の対価として相当の金額であるときは、一般の従業員と異なる取扱いをする理由はない。

したがって、青色事業専従者給与に関する届出制度及び事業に従事できる期間の要件を廃止して、労務の対価として相当である部分の金額については必要経費に算入できるようにすべきである。

さらに、青色事業専従者に対して退職金を支払った場合にも、退職金として相当と認められる部分の金額については、一般の従業員に対する退職金と同様に、必要経費への算入を認めるべきである。

11. 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者が死亡したことによって、その使用人に対して退職金を支給した場合には、その金額を準確定申告の必要経費に算入すること。

（所法37）

【理由】

被相続人に係る準確定申告において、不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される退職金は、被相続人の死亡時において債務が確定しているものに限られている。その結果、事業主が死亡したことにより事業が廃止された場合に、相続人が被相続人の使用人に退職金を支給しても、予め退職給与規程等によって退職金の額が確定している部分の金額を除き、必要経費に算入することができない。

しかし、現行の制度では、事業主の死亡により退職する使用人に退職金が適正に支給されない可能性がある。また、所得税法63条には、単年度課税の例外として、事業を廃止した後の年において必要経費が発生した場合には計算を遡ってやり直す特例が設けられている。

したがって、退職給与の支給の有無及び支給すべき金額がすべての使用人に対して合理的に計算される場合には、準確定申告の計算上、必要経費に算入すべきである。少なくとも、準確定申告の申告期限までに支給したものについては、必要経費に算入すべきである。

12. 青色申告者の純損失及び雑損失・白色申告者の雑損失を繰り越す期間は、法人と同じ期間とし、損失が生じた年分の確定申告書の期限内提出要件を廃止すること。

(所法70,71)

【理 由】

青色申告者の純損失の繰越控除期間は、3年である。確定申告者の雑損失の繰越控除期間も3年である。青色申告者は、一定の帳簿の備付けと保存が求められており、小規模の法人と実態は変わらないことから、繰越控除期間について、青色申告者の純損失と青色申告法人の欠損金との間に格差を設ける理由は認められない。したがって、青色申告者の純損失の繰越控除期間は、7年に延長すべきである。

雑損失は、損失の原因が外部要因のものであり対象資産も生活に通常必要なものに限定されていること、災害などの場合は損失額も多額になり復旧にも長期間を要すること、帳簿の備付けと保存の要件が求められていないこと等の理由により、繰越控除期間について、青色申告者と白色申告者に格差を設ける必要はない。したがって、雑損控除の繰越控除期間も7年に延長すべきである。

また、雑損控除は、雑損失が生じた年分の確定申告書を提出し(期限内申告に限る。)かつ、その後連続して確定申告書を提出(期限後申告を含む。)している場合に認められることになっている。このために、例えば、雑損失が生じたにもかかわらず、所得税の額が配当控除の額等を超えないことから申告義務が発生せず確定申告書を提出しなかった個人について、その翌年に申告義務が発生した場合は、雑損失の繰越控除の適用が認められないという事態が発生する。雑損控除は、担税力の減殺を考慮するための措置であることから、期限内申告に限定する必要はない。

したがって、雑損控除の初年度適用についても、期限後申告が認められるべきである。

13. 生命保険料控除のうち一般の生命保険料に係る部分の控除制度を廃止し、年金保険料に係る控除額を増額すべきである。

(所法76)

【理 由】

現在、生命保険料控除には、一般の生命保険料に係る控除及び年金保険料に係る控除がある。前者は、昭和22年に廃止された制度を、貯蓄の奨励と相互扶助による生活安定を目的として昭和26年に復活したものである。後者は、個人の老後生活の安定のための自助努力を促進することを主目的として、昭和59年度改正で創設されたものであり、平成2年度改正で拡充されている。

現在、年金保険以外の生命保険の世帯加入率がほぼ100%に達している。また、少子高齢社会においては、個人の自助努力が一層求められることになる。

したがって、一般の生命保険料に係る控除制度を廃止し、自助努力の一層の促進と社会保障制度の補完の観点から、年金保険料に係る控除額を増額すべきである。

14．雑損控除の対象範囲に、保証債務の履行による求償権が行使不能となったことによる損失を含めること。

(所法72)

【理 由】

個人が保証債務の履行を求められ、その履行のために資産を譲渡した場合には、その履行に伴う求償権の行使不能部分について譲渡がなかったものとする制度が設けられている。しかし、預貯金の取崩しや借入金等により保証債務の履行をした場合には、税制上の救済措置が設けられていない。

保証債務の履行は、個人意思である保証契約より発生したものであり、求償権が行使できなかった部分について、雑損控除の対象とならない規定となっている。

しかし、現実には税力が減殺しているので、預貯金の取崩しや借入金等により保証債務を履行した場合にも雑損控除を適用すべきである。

15．医療費控除の上限額を大幅に引き上げるとともに、生計を一にしない親族に係る医療費を支払った場合にも、その医療費の金額を医療費控除の対象とすること。

(所法73)

【理 由】

医療費控除は、生計費の一部である医療費が一般的な家計負担の水準を上回って偶発的に支出された場合に、その支出による税力の減殺を考慮し、税負担を調整する制度である。この医療費控除額の上限は200万円であるが、この金額は、昭和50年度改正の後、変更されていない。

平成12年4月からの介護保険制度の施行に伴い、医療費控除の対象となる医療費の範囲が拡大しており、また、保険診療の対象とならない高額な治療を必要とする者にとっては、医療費負担が非常に大きなものとなっている。

したがって、医療費控除額の上限は、大幅に引き上げるべきである。

また、老親の介護費用等については、同一生計であるか否かにかかわらず、その子供全員で負担することも多い。しかし、同一生計の親族が負担した医療費だけが医療費控除の対象とされ、別生計である子が負担した場合には医療費控除の対象にならない。生計を一にしない親族に係る医療費を支払った場合であっても、民法上の扶養義務がある場合には、医療費控除の対象とすべきである。

16．準確定申告の期限を、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月を経過した日の前日までとすること。

(所法124,125)

【理 由】

相続税の申告期限は、被相続人の財産債務の把握に日時を要するため、相続開始後10か月以内（平成4年度改正前は6か月）となっている。一方、被相続人に係る準確定申告の期限は、相続開始後4か月以内であり、この申告期限は、昭和22年に創設された後、変更されていない。

準確定申告と相続税の税額計算は互いに関連する部分が多く、特に金融資産が多い場合には両者の関連度合いが大きいこと、被相続人が事業所得者である場合には事業内容の把握に時間を要すること、4か月以内という期限には合理的理由が見当たらず、この期間内に遺産分割協議が成立していないことが多い。

したがって、納税者の事務負担の軽減を考慮し、準確定申告の期限を相続税の申告期限と同じく10か月以内とすべきである。

17．離婚に際して資産を分与した場合の譲渡所得課税については、分与者と被分与者の合意により、被分与者が、将来、その財産を譲渡したときに課税することを選択できる制度にすること。

(所法33)

【理 由】

民法768条の規定により、離婚に際して、夫婦の一方は相手方に対して財産分与を請求することができる。この財産分与による資産の移転に係る課税関係は所得税法上明文規定がなく所得税基本通達をもって、財産を分与した者が、その分与をしたときの価額によりその資産を譲渡したものと取り扱われている（所基通33 - 1の4）。

しかし、離婚による財産分与は、夫婦共有財産の精算、慰謝料及び生活費・扶養料の性格を併せ持ち、実際の離婚協議においては、これら以外に当事者の諸事情も考慮して財産分与の内容が決定されている。すなわち、慰謝料債務の消滅の対価以外の要素も含まれていると考えられる。

不動産を財産分与した場合に、慰謝料債務の消滅という側面のみを着目して分与者に譲渡所得課税を行うことは、現実問題として、分与者に財産分与の実行と税負担の二重の経済的負担を強いることになり、財産分与の合意を阻害する結果にもなる。

離婚に際して資産を分与した場合の譲渡所得課税については、常に分与者の譲渡所得とするのではなく、両者の合意に基づき「取得費等の引継ぎに同意した旨」の書面等を提出すること等を条件として、被分与者が資産の取得費等を引継ぎ、将来、被分与者の譲渡所得とすることを選択できる制度を所得税法に設けるべきである。

18．総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超える場合の財産債務明細書の提出義務を廃止すること。

(所法232)

【理 由】

財産債務明細書の提出は、昭和25年の富裕税の創設に伴い、これを補完するために設けられた制度である。しかし、すでに富裕税は廃止されており、そもそも2千万円という金額の根拠が見当たらない。したがって、この制度は早急に廃止すべきである。

法人税関係

1. 受取配当等は、全額益金不算入とすべきである。

(法法 23)

【理由】

平成 14 年 7 月改正において、連結納税制度の創設に伴う税収減の財政措置として、連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の益金不算入割合は 80% から 50% に引き下げられ、また負債利子の額から特定利子を除く措置も廃止された。

しかし、受取配当等の益金不算入制度は二重課税を排除する趣旨で設けられているものであり、益金不算入を制限することはその趣旨に反するものであり、また剰余金の分配の促進や証券市場の活性化を阻害する結果になる。

したがって、受取配当等はその全額を益金不算入とすべきである。

2. 交際費課税について、次のように改正すべきである。

(1) 交際費等の範囲を冗費や濫費の性格の強いものに限定し、法令において具体的な範囲を明確に定めること。

(2) また、当面の問題として、定額控除限度額以下の部分の 10% を損金不算入とする制度は、早急に廃止すべきである。

(措法 61 の 4)

【理由】

(1) 交際費課税は、企業の資本充実の一環として冗費の支出抑制を目的に措置法に規定され、以後わが国経済の発展の中で、企業の濫費支出に対する社会的批判を背景として、課税強化の一途をたどってきた。

しかし、現行の交際費等には、社会通念上当然に支出されるべき香典や見舞金等の慶弔費のほか、売上増加に直接寄与するものや有用な情報収集のために必要不可欠なものもあり、必ずしも冗費や濫費とはいえない費用が含まれており、交際費等の範囲を見直すべきである。

さらに、交際費等の具体的な範囲についても一定の明示はされているが、依然として通達に依存するところが大きく、課税庁の裁量に委ねられている面がある。また、1 人当たり 5,000 円以下の一定の飲食費については、交際費等の範囲から除外することとされているが、事業活動の中で当然に必要なものは、金額の多寡に限らず損金の額に算入されるべきものであり、形式的に一律に交際費等に該当するか否かの判断をするべきものではない。

(2) 支出交際費等の 10% 相当額の損金不算入規定は、単なる租税収入確保のための規定であり、早急に廃止すべきである。

3．同族会社の使用人兼務役員の判定は、持株による形式的判定基準を廃止し、実際に使用人としての職制上の地位を有し、当該業務に従事しているかどうかにより判定すべきである。

(法法 20,34 ,法令 71)

【理 由】

同族会社において、取締役などが使用人としての職務に従事している場合であっても持株基準により使用人兼務役員ではなく、役員として取り扱われ、持株基準が適用されない非同族会社と比べ明らかに差が生じている。

現行法の「使用人兼務役員とされない役員」に係る規定については、その持株割合による形式判定基準を廃止すべきである。実際の判断については、使用人としての職制上の地位を有し、当該業務に従事しているかどうかという実質的要件を基準とすべきである。

4．中小法人に対する軽減税率の対象となる所得金額を 1,600 万円に引き上げること。

(法法 66 , ,法人税の負担軽減措置に関する法律 16)

【理 由】

中小法人に対する軽減課税の特例は、わが国の経済の中核を支える中小法人の経営基盤が相対的に弱く担税力が乏しいという点と、法人と個人の税負担の調整を行うという点から、昭和 30 年に創設され、その後昭和 56 年に年 800 万円となり現在に至っている。

景気回復を示す経済統計数値が示されているが、大法人と中小法人の格差は著しく、中小法人の経営基盤は依然として脆弱で、景気回復の波に乗り切れずにいるところが多く、大法人に比べ営業力、技術力、資金調達力も乏しいことから、中小法人の平均所得金額や現行制度での法人と個人の税負担を考慮し、軽減税率の対象となる所得金額を 1,600 万円に引き上げるべきである。

5．少額減価償却資産については、次の改正を行い制度を簡素化すべきである。

(1) 少額減価償却資産の取得価額基準を 30 万円未満に引き上げること。

(2) (1) に伴い、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること。

(法令 133,133 の 2,措法 67 の 5)

【理 由】

(1) 少額減価償却資産の取得価額引上げ

少額減価償却資産については、昭和 63 年に当時の物価水準及び個別管理の事務負担に配慮する等の観点から、その取得価額基準が 10 万円未満から 20 万円未満に引き上げられた。また平成 10 年度改正において、量的な規制がないため租税負担の軽減手段として利用されやすいこと、主要先進国において例のない取扱いとなっていることなどから、再度 10 万円未満に引き下げられている。

IT関連機器をはじめとした少額な設備投資は中小法人に限らず、継続的に発生するものであり、10万円未満という取得価額基準はあまりにも少額である。

また、中小企業者に対しては、取得価額30万円までの減価償却資産は取得時に全額損金に算入することが認められているが、平成18年度改正において、上限金額が300万円までとなり、この適用期限が平成20年3月31日となった。

設備投資を促進する観点から、少額減価償却資産の取得価額基準を10万円未満から30万円未満に引き上げ、上限金額を設けずに全法人を対象とした制度とすべきである。

(2) 一括償却資産制度の廃止

一括償却資産の制度については、(1)の取得価額の引上げに伴い廃止すべきである。

6 . 中小法人について欠損金の繰戻しによる還付制度の停止措置を解除し、繰戻期間を7年間とすること。

(措法66の12)

【理由】

課税年度独立の原則により法人の課税所得は計算されるのであるが、その例外として「担税力なきところに課税なし」とする原則に基づき、前後の期間の税負担公平を図るため、欠損金の繰越し・繰戻しの制度が設けられている。

現行法人税では、平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、欠損金の繰戻しは特定の中小企業者を除いて停止されている。しかし、欠損金の繰越控除と繰戻還付の両方を機能させることは、黒字決算と赤字決算を繰り返す経営基盤の不安定な中小企業にとっての救済措置として有効である。

欠損金の繰戻還付については早急に停止措置を解除し、欠損金の繰越控除制度との整合性を図るため、繰戻期間を7年間とするべきである。

7 . 法人税の中間申告については、前事業年度の確定法人税額が60万円以下の場合には不要とすること。

(法法71)

【理由】

前事業年度の法人税額が少額である場合の中間申告の不要制度は、法人での事務手数を省き、年々増加する法人数に対処し税務行政の執行の合理化を図るための措置として、昭和40年に創設された。

現在は、前事業年度の確定法人税額が20万円以下の場合には中間申告が不要とされているが、この基準額は昭和49年に10万円から20万円に引き上げられて以来据え置かれたままである。

今日の経済情勢のもとで、納税者および行政機関における納税事務の簡素化、過去の基準額の

推移、消費税の中間申告の基準額等を勘案すれば、その基準額を 60 万円程度に引き上げるべきである。

8．連結納税制度における連結グループ法人間の寄附金の全額損金不算入制度は廃止し、単体法人と同様の損金算入を認めるべきである。

(法法 37)

【理 由】

連結納税制度において、連結グループ法人間の寄附金は全額損金不算入とされている。しかし連結納税制度は、組織再編やグループ経営による効率性を促進させるため、連結グループを経済的に一体のものであるとみなして課税するという趣旨のもと設けられたものである。

このような制度の趣旨からすれば、単一企業内における内部取引について寄附金課税が行われないのと同様、連結納税制度における連結グループ法人間取引において生じる寄附金についても単体法人と同様の損金算入を認めるべきである。

9．連結子法人の連結納税適用前・連結納税グループへの加入前の繰越欠損金の持込制限を緩和すること。

(法法 81 の 9)

【理 由】

連結納税の適用開始前および連結納税グループへの加入前に連結子法人が単体で有していた繰越欠損金は、連結親法人の最初の連結事業年度開始の前日 7 年以内の青色欠損金額等を除いて、原則として連結納税グループへの持込は認められていない。

また、連結納税開始又は加入に当たって、連結子法人となる法人は、原則として時価評価資産に係る評価損益を計上しなければならないが、連結納税適用開始 5 年前以前から継続して 100% 子会社であった子法人等は適用除外とされている。

これは、連結納税グループという納税単位への加入に当たり、それまでの納税単位での課税関係を清算するとともに、繰越欠損金を有する企業の買収・子会社化等意図的な租税回避の防止を図ったものである。

連結納税においては子会社の繰越欠損金の持込ができないため、子法人が繰越欠損金を有する企業グループでは連結納税制度の採用を避ける傾向があり、企業グループの一体経営が急速に進展しつつある実態に対応できていない。

連結グループに実質的に存在意義のある子法人がその企業グループの活動として生み出したと認められる繰越欠損金については、連結納税グループに持ち込めるように制限を緩和するべきであり、連結納税開始に伴う時価評価の場合に準じて、連結納税適用開始 5 年前以前から継続して 100% 子会社であった子法人については、繰越欠損金の持込を認めるべきである。

10．試験研究費に係る税額控除制度について、次の改正を行い、より利用価値の高い制度に改めるべきである。

(1) 試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越期間を7年間に延長すること。

(2) 試験研究費に含まれる「人件費」について、専任担当者以外の者でも従事割合が合理的に算定出来る場合は、その算定された人件費は試験研究費に含めるべきである。

(措法42の4)

【理由】

(1) 研究開発は、成果が現れるまでには多額の投資と膨大な時間を要するものが多い。しかし、現行制度では、支出事業年度の税額控除超過額の繰越期間が1年で打切られ、税額控除による研究開発の支援が有効に活用できない。

試験研究費の支出事業年度において控除し切れなかった税額は、次年度以降の試験研究費の増加要件を撤廃したうえで繰越控除期間を7年間とし、さらに、税額控除の順序についても、古い年度の限度超過額から順次控除することとし、企業の研究開発を支援すべきである。

(2) 対象となる試験研究費に含まれる「人件費」は、「専門的知識を持って試験研究の業務に専ら従事するものの人件費」に限られているが、中小企業の場合、試験研究の業務のみに従事させるようなケースは稀であり、他の業務と兼任することがほとんどであるため、試験研究費の対象とならない。したがって、中小企業の試験研究を促進するため、専ら従事していなくても、従事割合が合理的に算定出来る場合は、その合理的に算定された人件費は試験研究費の対象に含めるべきである。

11．青色欠損金額のうち各事業年度の償却限度額に達するまでの減価償却費から成る部分の金額については、欠損金の繰越期間を無制限とすること。

(法法57，)

【理由】

法人税法上、青色申告書を提出した事業年度に発生した欠損金については、7年を限度として翌事業年度以降に順次所得金額から控除される。

一方、会社法において「適時に、正確な会計帳簿の作成」が求められ、会計においても適正な期間損益計算のために償却が必要とされながら、長期にわたる赤字により繰越期間内に欠損金が控除できないため、減価償却費の計上を見送る中小企業が多い。

会社法上の確定決算による利益を基礎とし課税所得を計算すべきところ、繰越欠損金の多寡により減価償却が調整されていることは、適正な期間損益計算を阻害する結果となっている。

確定決算主義を維持しつつ会社法に基づく適正な決算を促すために、青色欠損金額のうち各事業年度に損金経理された減価償却費で償却限度額に達するまでの金額から成る部分の金額については、繰越期間を無制限とするべきである。

12. 民事再生法の認可決定等があった場合、貸倒れ処理や人員整理等による損失と債務免除益の相殺を可能とする債務免除益の課税繰延措置を設けること。

【理由】

債務免除額は、過剰債務を抱える企業の経営資源を再生するための必要適正額として決定されるべきであるが、実際には免除益に対する課税に大きく影響される。

迅速な企業再生を支援する観点から、平成17年度改正において、民事再生法等の法的整理や一定の私的整理において債務免除が行われた場合、評価損の損金算入と期限切れ欠損金の優先的利用が認められることになった。さらに、平成18年度改正においても、会社更生法等の法的整理や一定の私的整理においてデット・エクイティ・スワップ（DES）が行われる場合の債務消滅益の額を会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の対象とすることとされた。

しかし、売掛金・貸付金等の金銭債権や金銭債権以外の差入保証金に係る含み損、将来債務となる退職金予定額等については、その範囲外とされており、債務免除益に対する課税が先行することになる。

そこで、適正水準の債務免除を阻害しないように、固定資産の含み損や欠損金と相殺できない債務免除益について、債権の貸倒処理やリストラによる退職金支給等の施策が再建計画で明らかにされている場合には、その計画の範囲内の金額につき、再建計画が実施される一定期間内の事業年度まで課税を繰り延べる債務免除益課税の繰延制度を創設すべきである。

13. 定期同額給与のうち減額改定について、「経営の状況が著しく悪化した」場合の基準を明確にすべきである。

（法法34 一、法令69 二）

【理由】

法人が業績の悪化により役員給与を減額改定する場合に、「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」があるときに限り損金算入が認められている。著しい悪化による減額改定に該当しない場合には、減額改定後の給与を定期同額給与とし、改定前はその定期同額給与に上乗せ支給を行っていたと見られ、当該上乗せ部分の金額が損金不算入とされることとなった。

しかしながら、どのような状況が「著しく悪化した」に該当するのかの基準が明確にされていないため、事業年度中に役員給与を減額改定する場合にも損金算入要件に該当するか否かが判断できないことになる。

したがって、損金算入の要件となる「著しく悪化した場合」の基準を明確にし、法人の予見可能性を確保すべきである。

14．特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入制度を廃止すべきである。

(法法35)

【理由】

平成18年度改正により導入された本規定については、適用対象となる法人が不明確であることや、税負担の増加により中小法人に与える影響等の問題点が指摘されてきた。

これらの指摘を受け、課税庁は、取扱通達公表前に本規定に関する質疑応答事例を公表し、適用対象法人の範囲等が明らかにされた。さらに、平成19年度改正では、資本金2,000万円未満の黒字法人の平均基準所得金額を考慮し、基準所得金額が1,600万円に引き上げられた。

しかしながら、法人形態と個人形態の税負担差の是正を図るには本来は個人に課税すべきであるが、これを法人段階で課税するなどの制度上の根本的な問題点は残されたままになっている。また、この制度は、会社法の施行に伴う法人成りの容易さを主因とする、結果としての租税回避に対処するために設けられたものである。しかし、会社法施行前から存する会社についても、この規定の適用を受けることになってしまう。さらに、会社が既に役員報酬として支給し担税力がなくなった部分に対して課税されることにもなる。

したがって、種々の問題を抱える本規定については廃止すべきである。

相続税・贈与税関係

1．相続税の課税体系を本来の遺産取得税方式に変更すること。

【理由】

昭和25年に、シャウブ税制により「本来の遺産取得税方式」が採用されたが、実際には、例えば、長男が全財産を取得しているにもかかわらず、累進課税を回避するために、申告上だけ仮装分割をするような弊害が生じた。そこで、昭和33年に、現行の「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」に改正された。

しかし、この方式は、相続により自己が取得した財産だけではなく、他の相続人等が取得したすべての相続財産を把握しなければ、自己の納付すべき相続税額の計算ができない仕組みである。その結果、紛争等がありすべての財産等を把握できない場合には適正な申告を行うことができず、後日に過少申告加算税等が賦課されることもある。また、現在では、個人の権利意識は高く、各相続人が相続財産を実際に分割することが通例となっていることから、昭和33年当時の弊害は生じないと考えられる。さらに、個々の相続人からみた場合には、相続によって取得した財産が同額であっても、遺産の総額や法定相続人の数によって税額が異なることになり、水平的公平が損なわれている。

したがって、相続税の課税方式を「本来の遺産取得税方式」に戻すべきである。

2．各相続人等への相続税の総額の按分計算について、課税価格の割合による方法のほか、評価額を基礎として按分する方法も認めること。

(相法17)

【理由】

相続人が遺産分割を行う場合には、相続財産の価値を実勢価格や評価額によって求めるのが一般的である。

しかし、各相続人等の相続税額は、相続税の総額を各相続人が取得した課税価格の割合で按分して計算され、その課税価格は、小規模宅地等の特例、生命保険金・退職手当金の非課税金額、立木の評価減などの適用を受けることによって、評価額と相当な開きが生じる場合がある。

その結果、相続人の間で認識されている分割割合と相続税額の負担割合とに乖離が生じ、このことが遺産分割に支障をもたらす場合も少なくない。

したがって、各相続人等の相続税額の算出に際して適用される割合は、各人の課税価格の割合と各人の評価額の割合との選択性にすべきである。選択性にした場合においても、相続税額の合計額にも影響を及ぼすことがないため、課税上の弊害はないものと考えられる。

3．相続税の連帯納付義務を廃止すべきである。

(相法34)

【理由】

相続税においては共同相続人の納付状況を他の相続人が把握できない場合も多く、さらに延納の許可を受けている場合には、その納税義務の履行を完了するまでの間、共同相続人は相続税の連帯納付義務を免れない。しかし、自己の相続税を完納すれば、その相続に係るその者の納付義務はすべて免れるべきものである。

相続税の連帯納付義務制度は、適正に相続税の納税義務を履行した相続人にまで過度な税負担を強いることになる不合理なものである。したがって、この制度は早急に廃止すべきである。

また、仮に早急に廃止ができない場合においても、少なくとも次のように改正すべきである。

延納の許可があった場合には、税務署長が担保を徴した上で延納の許可をしているのであるから、延納に係る税額に相当する部分の連帯納付義務は免除する。

連帯納付義務について、期間制限を設ける。

連帯納付義務を負担する期間については、他の共同相続人の納税状況について把握できるような制度を設けるべきである。

4．相続税の申告期限までにペイオフや法的整理により現実に取得できないこととなった預金及び金融債又は金銭債権は、相続税の課税財産から除外すべきである。

【理由】

通常、相続人による分割協議が成立するまでは、各相続人は預貯金及び有価証券をそれぞれの名義にできず処分換金することができない。しかし、相続開始から分割までの間に金融機関の破綻に伴うペイオフや民事再生・破産等による金銭債権の回収不能などがあった場合、現実に取得できない財産にまで課税されることになり、納税資金の不足につながり相続人の生活維持にも支障が生じる。

したがって、法定申告期限までに、ペイオフ及び法的整理等により価値がなくなった財産については相続税の課税財産から除外すべきである。

5．小規模宅地等の課税価格の特例における特定居住用宅地等の適用対象面積を300㎡に引き上げるべきである。

(措法69の4)

【理由】

平成13年度改正において、日本の社会と経済を支えている中小個人企業者の事業承継に係る相続税負担を軽減するという趣旨から、特定事業用宅地等についてはその適用対象面積が400㎡に拡

大され、一方、特定居住用宅地等については240㎡に引き上げられている。

しかし、居住用宅地等は相続人の生活の基盤であり、換価しにくい点では事業用宅地等と同様の性格を有するものである。また、全国を持ち家住宅の平均敷地面積は293㎡という調査結果もある（総務省統計局「平成15年住宅・土地統計調査」平成15年10月1日現在）。

したがって、特定居住用宅地等の適用対象面積を300㎡に引き上げるべきである。

6．小規模宅地等の課税価格の特例については、その小規模宅地等が未分割であっても、50%減額の適用は認めるべきである。

（措法69の4）

【理由】

昭和58年に小規模宅地等の特例が制定された時は、小規模宅地等が未分割であっても規定の適用があった。しかし、平成6年度改正で取得者要件により減額割合が80%と50%に区分されたことに伴い、小規模宅地等の課税価格の特例は遺産分割が行われていることが要件とされることとなった。この結果、申告期限までに遺産が未分割である場合には、50%又は80%の減額をしないで課税価格を計算し、いったん相続税を納付しなければならないことになる。

しかし、小規模宅地等はまず被相続人の利用状況により判定され、小規模宅地等に該当すれば50%の減額が適用され、さらに相続人等の取得者要件により特定居住用宅地等などに該当すれば80%の減額が適用されるものである。したがって、小規模宅地等の課税価格の特例は、たとえ未分割であっても50%の減額は適用されるべきである。

7．小規模宅地等の上に存する建物について、居住又は事業の継続に配慮し、相続税の課税価格に算入する金額の一定割合を減額すべきである。

【理由】

租税特別措置法69条の4に規定する小規模宅地等の課税価格の減額は、相続人の居住権を保護すること及び事業承継に支障を生じさせないことを目的とするものである。

平成18年度の土地白書によると、三大都市圏の都心部の地価は上昇又は横ばいとなっているが、過去の地価水準と比較すると、住宅地はおおむね昭和50年代半ば、商業地はおおむね昭和49年以前の水準にとどまっている。他方、新設住宅の坪単価は上昇傾向にあり、建物価格の割合が相対的に増加している場合が多いと思われる。特にマンションの場合には、居住用不動産全体に占める建物価格の割合が大きい。

土地及び建物はそれぞれ別々のものではなく一体となって効用を発揮するものであり、円滑に居住や事業の承継が行われるようにするために、土地のみでなく建物にも減額措置を講じるべきである。

8．取引相場のない株式等を純資産価額方式によって計算する場合における、評価会社の課税時期前3年以内に取得した土地等又は家屋等に対する評価の特例を廃止すること。

(評基通185)

【理由】

個人が相続等により取得した土地等又は家屋等で、相続開始前3年以内に取得されたものについては、旧措置法69条の4によって、相続税法22条の規定にかかわらず、その取得価額を課税価格に算入することとされていた。しかし、この規定は地価の急落を背景に平成8年度改正で廃止された。

旧措置法69条の4と同様に、取引相場のない株式等を評価する場合、評価会社が所有する土地等又は家屋等で課税時期前3年以内に取得したものについては、通常取引価額により評価することとされているが、同じ土地等又は家屋等の評価でありながら、取引相場のない株式等の評価に際してだけそのような評価の特例を残す意味は既になく、早急に廃止すべきである。

9．相続税の更正の請求の理由に「相続により継承した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えること。

(相法32)

【理由】

保証債務は、確実な債務でないので、相続開始時において履行が確実なものを除き、債務控除の対象とならない。また、相続した保証債務を履行しても、相続開始時点において債務が存在していたとする更正の請求は認められない。

しかし、相続人は相続開始時にはその保証債務の存在すら知らず、相続開始後相当期間経過後に保証債務の履行を迫られ、初めてその存在を知るケースもある。

したがって、保証人としての地位が相続によって承継されることを踏まえ、相続開始後にその保証債務の履行を行い、かつ、求償権の行使が不可能と認められる場合には、相続した保証債務が顕在化したものとして、更正の請求の特例が認められるべきである。

消費税関係

1．複数税率の導入に反対する。

【理由】

今後、消費税を含む税体系の抜本的改革が取り込まれるが、消費税率の引上げも検討されるものと思われる。これまで、消費税率の引上げに関しては、複数税率の導入が検討課題とされてきたが、複数税率の導入には、以下の理由により反対である。

事業者の事務負担が増大すること。

複数税率制は、消費税の制度そのものを複雑にし、事業者の事務負担を増加させることになる。

複数税率を悪用した脱税のおそれがあること。

例えば、食料品に軽減税率が適用された場合、同じ食料品を販売するとしても、事業者に販売した場合と消費者に販売した場合とで、適用される税額が異なることとなる。このように、同一の財・サービスに対して複数の税率が存在すれば、低い税率を適用して税負担を不当に免れようと考える者が現れる。しかし、課税庁の現体制からみて、税務調査を強化することは困難であり、結果として悪質な納税者を放置するおそれがある。

還付申告者への対応が困難であること。

食料品等に軽減税率が適用される場合は、農業事業者を中心に還付申告者が増加することが予想される。消費税の本質論からは、これらの者への還付は当然に認められるものである。しかし、記帳の問題等を含め、これらの者が複数税率に適正に対応できるかどうか疑問である。

標準税率引上げの可能性があること。

軽減税率を採用した場合には、そのことにより減少した消費税を、標準税率の引上げにより補填することが容易に予測できる。そうだとすれば、消費者の全体としての税負担は変わらないにもかかわらず、消費税制度を複雑にしただけの結果となる。

2．インボイス方式の導入に反対する。

【理由】

インボイス方式は以下の理由によりその導入に反対する。

事業者の事務負担が増大すること。

現行の帳簿方式は、法人税や所得税の所得算定にいわば付随する形で行われていたため、事業者にとり過度な負担を強いるものではなかった。これに対しインボイス方式は、請求書や領収書等の発行に加えてインボイスを別途発行する場合であっても、税額を明記した領収書等の発行をもってインボイスとする場合であっても、税額を集計するといった新たな業務が必要となる。

これらの新たなコストを、特に中小事業者に負わせることには相当の問題がある。

消費税が附加価値税であること。

仕入税額控除は附加価値を算定するための生命線である。インボイスの有無に関わらず、仕入れという事実があれば、これを控除するのは消費税の本質から当然のことである。仕入れの事実があるにも関わらず、インボイスがないという理由だけでこれを排除することは、消費税の本質論から見て妥当ではない。

新たな脱税がかえって増加する可能性があること。

インボイス方式は、脱税防止の観点からもメリットがあると言われている。しかしながら、例えば、韓国では、1977年の附加価値税導入当初から厳格なインボイス方式を採用しているが、インボイスを発行する権限のない事業者が他人名義により事業を行う偽装事業者の問題や、架空インボイスを発行し相手方に仕入税額控除を不当に受けさせるといった脱税が後を絶たないといわれている。インボイス方式は、必ずしも脱税防止の切り札にはならないことを認識すべきである。

免税事業者が取引から排除されるおそれのあること。

インボイス方式は、免税事業者からの仕入れに係る益税問題にも効果があるとされる。しかし、そのことは日常の商取引から免税事業者を排除する可能性がある。このことは、税額が明らかになること以上に、より大きな問題であると考えられる。

3．納税義務等の判定における課税売上高について以下の通り規定すること。

- (1) 基準期間制度を廃止する。
- (2) 簡易課税制度の適用は確定申告時に選択するものとする。

(消法2 十四,9,12の2,37)

【理由】

消費税の納税義務の判定及び簡易課税制度適用の判定は、それぞれ基準期間の課税売上高により行われる。

しかしこの方法では、課税売上高の規模に関わらず、2年前の課税売上高によって納税義務等が判定されることから、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば免税事業者となり、また、5,000万円以下であり届出書を提出していれば簡易課税制度が適用されることになる。特に課税売上高が著しく増減している場合にあっては、当期の事業規模と計算方法にギャップが生じることがある。

事業規模の実態に即した消費税の計算及び申告納税を確保するためにも、消費税の納税義務及び簡易課税制度適用の判定基礎となる課税売上高は、基準期間ではなく当該課税期間の課税売上高とすべきである。また、基準期間を廃止することにより、新設法人が免税事業者となる場合や同一事業主が個人事業と法人事業とを交互に選択することによる租税回避行為を防止することにもなる。

なお基準期間を廃止した場合、消費税の納税義務者となるか否かは当該課税期間終了後でないとは判明しない。これに対応するため、簡易課税制度選択は事前届出制を廃止し、当該課税期間に

係る申告において行うこととすべきである。

4．次の届出書の提出期限を消費税法に規定すること。

- (1) 消費税課税事業者選択（不適用）届出書（消法 9 ）
- (2) 消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書（消法 37 ）
- (3) 消費税課税期間特例選択（不適用）届出書（消法 19 ）

【理 由】

現行消費税法において上記届出書に関する規定は、その効力を発する期間を定めたものであり、届出書の提出期限を定めたものではない。しかし他の税目にあつては、届出書の提出期限そのものが定められているケースが多い。したがって、他の税目との整合性からも、例えば「～を選択する場合には、前課税期間終了の日までに届出書を提出しなければならない」というように、期限を定めた規定に消費税法を改正すべきである。

この改正により納税者は、国税通則法 10 条 2 項(休日の翌日を期限とする規定) 同法 22 条(郵送による申告書等の発信主義) の適用を受けることができるようになる。

5．仕入税額控除計算の「一括比例配分方式」は、いつでも「個別対応方式」に変更できることとすべきである。

(消法 30)

【理 由】

仕入等に係る消費税額の計算方法である一括比例配分方式は、事務処理能力の不足を補うために設けられた制度である。また、2 年間の継続適用という一括比例配分方式から個別対応方式への変更制限は、両方式を交互に利用することの恣意性を排除する目的もあるとされている。しかし、個別対応方式による控除税額は実際の仕入活動をより反映しているものであり、恣意性が介在する問題を指摘されるものではない。

一般企業でも経理事務はパソコン等によることが多く、個別対応方式適用の要件も整いやすくなっていることから、要件さえ整えばいつでも個別対応方式への変更ができるように改めるべきである。

6．消費税等の確定申告書の提出期限を、個人事業者については所得税の、法人については法人税の、それぞれ確定申告書の提出期限と同様とすること。

【理 由】

消費税法においては、事業者の確定申告書の提出期限は課税期間の末日の翌日から二月以内と定められている。しかし、個人事業者の場合は、租税特別措置法によりその年の翌年3月31日とする特例が設けられている。この特例は、消費税導入時の混乱を避けるために設けられたものであり、すでにその使命は果たしているため廃止すべきである。

そのうえで、消費税等の計算と所得税の計算は相互に関連性があることに鑑み、消費税法において個人事業者の確定申告書の提出期限を所得税同様その年の翌年3月15日と定めるべきである。

一方、法人税においては法人税法75条及び75条の2の規定により、災害その他やむをえない理由又は、会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しない場合には、法人税の申告期限の延長が認められている。また、地方税においても同様の制度が設けられている。ところが、消費税法には同様の規定がなく、法人税の申告期限の延長を受けた事業者が消費税等についても同様の扱いがあるかのような錯覚を起こしかねず、現にその勘違いによるトラブルも発生している。

消費税等の申告は、法人税における決算確定と申告実務と密接に関連しており、両者を別個に取り扱う規定は現実的ではなく、不合理である。したがって、法人税の申告期限が延長されている場合には、消費税等も法人税と同様の取扱いができるようにすべきである。

7．仕入税額控除の要件とされている帳簿への記載は、一定の要件を満たす請求書等を保存している場合は簡略化すべきである。

(消法 30)

【理 由】

消費税法30条7項は、仕入税額控除の要件として記載要件を満たした帳簿及び請求書等の両方の保存を義務づけており、この記載要件を充足しない場合には、事業者が実際に負担した仕入税額を控除できないことになる。

ところで、事業者が作成している一般的な会計帳簿は、事務効率化の観点から、相手先の氏名、取引の年月日、取引の内容、支払対価の額について、請求書等の証憑によって確認することができる場合には、適宜省略して記載するのが通例である。消費税法の規定どおりの帳簿を作成することは、事業者の事務処理に過度の負担を強いることになる。

したがって帳簿等への記載は、保存している請求書等が消費税法に規定する記載要件を満たしており、請求書等において取引の信頼性を確保することができれば、簡略化すべきである。

8. 公益法人等に対する仕入税額控除の特例の適用対象法人について、国等から補助金等を受けないものを除外するか、または、特例の対象となる収入の範囲を租税、補助金、交付金等に限定するように見直すべきである。

(消法 60)

【理 由】

国・地方公共団体の特別会計、公共法人・公益法人等（別表第三に掲げる法人）人格のない社団等には、特定収入に係る仕入税額控除の特例が適用される。この特例は、国等から交付を受けた租税や補助金等（特定収入）を原資として課税仕入れを行った場合には仕入税額控除の対象とならない旨、規定している。補助金等を原資とする課税仕入れは、国が交付した金銭をもって行うものであるから、その公益法人等が形式上の支払者になっていても、実質は国が公益法人等を経由して支払うものに他ならず、仕入税額控除を認めないのは当然のことである。

しかし、公益法人等や人格のない社団等には、構成員からの会費や寄付金が主な収入源となっているものがある。これらの法人においては、当該会費等が特定収入に含まれることから、自己の構成員が拠出した会費等によって行った課税仕入れに係る消費税額についても、現行の取扱いでは控除対象仕入税額から除かれてしまうこととなる。

普通法人は、会費収入があっても特例の対象とならないから、仕入税額は全額控除することが可能である。税負担の観点から、普通法人との比較においてその差は大きいと言わざるをえない。

したがって、国が拠出する補助金をもって仕入税額控除をすることはできないという趣旨に鑑み、補助金等の交付を受けない法人を適用対象法人から除外するか、会費等を特定収入から除外するかのいずれかの措置を講ずるべきである。

【参考】簡便的に地方消費税を含めて例を示すと、以下のとおりである。

1. その課税期間の収支内訳

| 収入の内訳 | | 支出の内訳 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 課税売上 | 210 | 課税仕入 | 210 |
| 会費収入 | 800 | 課税外仕入 | 800 |

2. 納付税額の計算

| 普通法人の場合 | 公益法人等の場合 |
|--|--|
| (1) 課税標準額に対する消費税額 $200 \times 5\% = 10$ | (1) 課税標準額に対する消費税額 $200 \times 5\% = 10$ |
| (2) 控除対象仕入税額 $210 \times 5/105 = 10$ | (2) 控除対象仕入税額 $210 \times 5/105 = 10$ 調整税額計算 a 調整割合 $800 / (200 + 800) = 80\%$ b 調整税額 $\times 80\% = 8$ 控除税額 $- 8 = 2$ |
| (3) 納付税額 (1) - (2) = 0 | (3) 納付税額 (1) - (2) = 8 |

9．簡易課税制度について次のような改正を行うこと。

(1) 事業区分を2～3区分とし、みなし仕入率の見直しをすること。

(2) 簡易課税適用事業者が一定金額以上の設備投資等をした場合、簡易課税制度による控除税額に当該設備投資に係る消費税額を加算して税額控除をすること。

(消法 37, 消令 57)

【理由】

(1) 消費税の計算は、本来は原則課税により行われるべきである。簡易課税制度はあくまで小規模事業者の事務負担軽減のための特例として、事業者が原則課税により消費税の事務ができるようになるまでの経過的なものである。

以上の理由から、簡易課税制度については、事業区分の簡素化を図り現行の5区分を2～3区分程度にする。みなし仕入率については、簡易課税制度を選択した場合の納付税額が原則課税による納付税額よりも大きくなるよう設定し、納税事務負担の軽減のための制度であることを明確にする。

(2) みなし仕入率は設備投資などがない通常時を想定して設定されているので、簡易課税制度適用事業者が一定金額以上の設備投資等をした場合であっても、その控除を受けられないという結果になる。しかしながら、基準期間に対応する課税年度の投資を事業者が正確に把握することを求め、その責任を事業者に負担させるのは、あまりにも酷なように思われる。したがって、簡易課税選択適用事業者であっても、一定金額以上の設備投資等をした場合には、当該設備投資等に係る仕入税額控除を認めるべきである。

10．消費税の納税義務の判定における課税売上高は、税抜き価格に統一すべきである。

(消法 9, 37)

【理由】

消費税の納税義務者は、最終消費者ではなく、事業者である。課税事業者から免税事業者に、あるいは免税事業者から課税事業者に変更があったとしても、総額表示方式により資産の譲渡等の対価を受領している。

また、免税事業者であっても、価格を決定する要素として、仕入れに含まれる税額の負担を経営判断で価格に織り込んでいるのであり、相手方は仕入税額控除を行っている。

これらの理由から、基準期間における課税売上高は、いわゆる税抜き価格に統一すべきである。

印紙税

印紙税は、すみやかに廃止すべきである。

【理由】

印紙税の課税根拠は、契約書等の文書が各種の経済取引の表現であり、担税力の間接的表現であることにあるとされる。しかしながら、印紙税は以下に掲げるような問題が多いため、すみやかに廃止すべきである。

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書に着目して税負担を求められるものであるが、経済取引については原則として消費税が既に課税されており、二重課税の側面がある。

インターネットを利用した電子商取引における電子文書は、印紙税法上の「文書」に該当しないため印紙税の課税対象とはならず、同じ経済取引であっても紙の文書を作成する場合との間で公平性を欠く結果となっている。「不公平を解消するために、電子文書にも印紙税を課税すべきである。」という意見もあるが、不特定多数が利用する電子取引を的確に把握し、これに課税の網をかけることは実際には不可能である。

課税・非課税の判定は、印紙税法別表第一「課税物件表」に委ねられているが、経済取引が複雑になった現在では、納税者がその判定に苦慮することが多い。

地方税関係

1 住民税

1-(1) いわゆる人的控除と呼ばれる所得控除の額を、所得税と同額にすること。

【理由】

住民税の課税最低限の議論は、例えば昭和 39 年 12 月の政府税制調査会長期答申において、「住民税の性格にかんがみ、所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うという観点から、その課税最低限については、所得税のそれとは差異があるべきであると認めた。」とされたように、応益負担原則あるいは負担分任原則を根拠に、所得税よりも低く設定されることが認められてきた。

しかし、人的控除（特に配偶者控除、扶養控除、基礎控除）は、憲法 25 条の生存権を保障するための最低生活費としての性格を有するものであり、その意味において所得税と住民税に差異を設ける理由はない。したがって住民税においても人的控除と呼ばれる所得控除の額を、所得税のそれと同額にまで引き上げるべきである。

なお、これにより減収となる地方税収については、行政コストを住民が平等に負担するという観点から、均等割においてこれを調整すべきである。

1-(2) 二重課税となっている次の制度を廃止すること。

(1) 個人の道府県民税均等割の重複（二重）課税を廃止すること。

（地方法24）

(2) 政令指定都市における「区」の区域について、一の「市」の区域とみなす規定を廃止すること。

（地方法737）

【理由】

(1) 地方税法 24 条では、個人が同一道府県内の異なる市（政令都市にあっては区）町村に、住所と事務所等を有する場合には、その市（区）町村ごとに、道府県民税の均等割が課されることとなっている。一人の者に、道府県民税の均等割を二度課すことは、明らかな二重課税である。したがって、この制度そのものを即刻廃止すべきである。

(2) 地方税法 737 条は、政令指定都市の区について、都の特別区と同様に区を市とみなして道府県民税、市町村民税及び固定資産税に関する規定を準用及び適用している。この結果、法人が一政令指定都市内の異なる区に事務所を二カ所以上有する場合は、法人市民税の均等割はその区ごとに納付することになる。また固定資産税の免税点の判定も、その区ごとに判定されることとなる。

東京都の特別区は特別地方公共団体として法人格を有しており、課税自主権がある。これに

対し、政令指定都市の区は、市長の権限に属する事務を分掌させるために設けられただけのものである。そこには法人格も課税自主権もなく、課税権は政令指定都市が有するのみである。

したがって、政令指定都市が区ごとに法人市民税の均等割を課すことは、明らかな二重課税であるから、区を市とみなす規定は廃止すべきである。

1-(3) 法人住民税の均等割の適用区分に用いる資本金等の額について、無償減資等があった場合には、資本金等の額から減額できるようにすべきである。

(地方法 52,312)

【理由】

法人住民税の均等割は、「資本金等の額と従業者の数」の大きさにより段階的に増加していく。

しかし、この資本金等の額は、「法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額」(法人税法2条十六号)であることから、長期間にわたり経営内容が悪化し経営を立て直すため欠損填補目的のいわゆる無償減資等を行った場合にも、法人税法上の資本金等の額が変化しないので減資されなかった場合と同額の均等割課税が継続することとなる。

したがって、そのような無償減資等を行った法人については事業規模の減少があったものとして、その法人に係る法人住民税の均等割の適用区分に用いる資本金等の額については、その算定の基礎となる資本金等の額から、当該無償減資等の金額を控除すべきである。

2 事業税

2-(1) 個人事業税における事業主控除額(現在290万円)を650万円に引き上げること。

(地方法 72の49の10)

【理由】

個人の事業所得には勤労性を有する所得が含まれていることから、個人事業税における事業主控除の制度は、法人事業税とのバランスを考慮して規定されている。しかしながら個人事業税における事業主控除額は平成11年の改正以後見直しがされておらず、少なくとも中小企業従業員の平均給与額程度には見直さなければならない。

民間給与の実態調査によると、資本金2,000万円未満の中小企業従業員の平均給与収入額は650万円程度であることから、事業主控除の額は少なくとも650万円に引き上げ、制度の目的と合致させる必要がある。

2-(2) 法人事業税の軽減税率が不適用となる分割法人の基準を資本金1億円超とすること。

(地方法 72 の 24 の 7)

【理 由】

法人事業税の軽減税率（段階税率）が不適用となる分割法人の基準は、3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものとされている。

これに対して、複数の都道府県に事務所等を持たない法人の場合、法人事業税の軽減税率（段階税率）は資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に適用される。

「分割」とは複数の都道府県に事務所又は事業所をもつ法人がそれぞれの事務所等所在地の都道府県から受けるサービスに対する負担として法人の所得を配分（分割）するものであり、分割対象法人とそれ以外の法人とで資本金の額又は出資金の額の基準が違ふことは不合理である。

したがって、法人事業税の軽減税率が不適用となる分割法人の資本の金額又は出資金額は1億円超とすべきである。

2-(3) 外形標準課税に係る徴収猶予制度の適用要件を緩和すべきである。

(地方法 72 の 38 の 2, 地法令 32 の 2)

【理 由】

外形標準課税では赤字法人にも税負担を求めることから、納税資金面等に配慮し、次の要件のいずれかに合致した場合には徴収猶予が受けられる旨規定されている。

3年以上所得がなく、経営の状況が著しく悪化し又は悪化するおそれがあると認められる法人で、これによってその地域における雇用の状況その他地域経済に重大な影響を及ぼし又は及ぼすおそれがあると認められる法人

設立後5年以内の所得がない法人で、著しい新規性を有する技術又は高度な技術を利用した事業活動を行っている法人であって、その事業活動が地域経済の発展に寄与すると認められる法人

しかし、以上の要件は、地域経済への影響の大小などが判断基準とされ、その裁量は行政に委ねられており、要件に合致しない法人には徴収猶予の適用がない。

納税猶予制度適用要件として地域経済への影響などを判断基準に入れるべきではなく、3年以上所得がない法人又は設立後5年以内の所得のない法人とすべきである。

3 固定資産税

3-(1) 固定資産税の税額通知の課税明細書に、税額の計算過程を明示すること。

【理由】

土地に係る固定資産税評価額は公示価格の7割を目途とされるが、その価格の急激な変動による税負担の緩和措置として負担調整措置が地方税法の附則に定められている。しかし現行では、この負担調整措置が課税標準額の算定時に行われるため、固定資産税評価額と算出される税額との関係を納税者が理解しにくい状況にある。

そこで、固定資産税の税額計算の過程を課税明細として通知することで、各納税者が税額算出の根拠と過程を検証できるようにすべきである。

3-(2) 新築住宅等に係る固定資産税及び都市計画税の減税措置について、その適用期間を5年間（現行3年間）とし、面積基準を240㎡（現行120㎡）に拡大すること。

（地方附16）

【理由】

固定資産税及び都市計画税においては、新築住宅は新築後3年間、3階建以上の中高層耐火住宅は5年間、その建物の120㎡までの部分の税額について2分の1に減額することになっているが、これを両者とも他の住宅促進税制の床面積基準の上限にならい240㎡までとすべきである。

また新築住宅について減額期間を5年とし、新築住宅の税額の減額措置について拡充し簡素化を図るべきである。

3-(3) 償却資産に係る固定資産税について、以下の点を見直すこと。

(1) 償却資産に係る固定資産税の免税点を300万円（現行150万円）に引き上げること。

（地方法351）

(2) 償却資産に係る固定資産税の賦課期日を決算期末とすること。

(3) 償却資産に係る固定資産税の課税物件から、租税特別措置法の規定により取得価額の全額が取得年度の必要経費または損金の額に算入される資産を除外する。

（地方法341四，349の2,359,383,地方令49）

【理由】

(1) 固定資産税の対象となる償却資産の免税点は現在150万円である。この免税点は平成3年に定められ、その後15年が経過している。設備投資は堅調になりつつあるが、これを税制面でも一層支援するため、償却資産に係る固定資産税の免税点を300万円程度に引き上げるべきである。

(2) 償却資産に係る固定資産税の賦課期日は1月1日であり、申告期限は1月31日である。

法人である納税義務者は、決算手続きにおいて、その事業年度末日における固定資産の未償却残高を確定することになるが、12月末日を事業年度末とする法人以外の法人は、償却資産の申告にあたり、決算とは別に償却資産の異動を調査しなければならない。

このような申告業務を簡素化するために、納税義務者が法人である場合には、関係会社間で決算期の違いを利用した資産移転を行うことなどに対する租税回避を防止する措置を講じた上で、その賦課期日を当該法人の事業年度の末日とすべきである。また法人との整合性の観点から、個人においては賦課期日を12月31日とすべきである。

さらに、申告期限については、法人にあつては各事業年度の終了の日の翌日から原則として2か月以内とし、個人にあつては3月15日にすべきである。

(3) 土地及び家屋以外の資産で事業の用に供されるものについて、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものも固定資産税の課税物件となっている。したがって、いわゆる一括償却資産や取得価額10万円未満の少額減価償却資産については課税物件から除外されるが、租税特別措置法の規定により取得価額の全額が取得年度の必要経費又は損金の額に算入される減価償却資産については、課税物件の範囲に含まれる。

しかし、課税除外の対象を、法人税法又は所得税法の規定に限定するのではなく、租税特別措置法にまでその対象範囲を広げるべきである。

4 その他

4-(1) 不動産取得税に関して以下の点を見直すこと。

課税標準の特例措置を廃止し、免税点を引き上げること。

離婚に伴う財産分与による不動産の取得を非課税とすること。

(地方法73の7,73の15の2)

【理由】

不動産取得税は、例えば新築住宅の取得につき1,200万円の控除など、政策的には多数の税額軽減の特例が設けられている。しかしながらこれらの制度は、その適用がある旨の申告がない場合には適用されず、納税者には分かりにくい制度となっている。

一方免税点は、昭和48年から据え置かれているが、免税点を引き上げることにより、税額軽減に対応することができる。したがって、税額軽減の特例措置をいずれも免税点制度にすべきである。

離婚に伴う財産分与は、婚姻中に形成した夫婦の共有財産を分割精算して、それぞれの個人に帰属させるための形式的な所有権の移転であり、従前からの実質的な所有権や持分権を確認する側面もあり、課税要件たる「取得」にあたらぬというべきである。

加えて、平成 13 年度の地方税法改正では、「共有物の分割による不動産の取得」を非課税に加える立法措置がなされている。したがって、離婚に伴う財産分与として不動産を取得した場合には、不動産取得税は非課税とすべきである。

4 - (2) 事業所税は、廃止すべきである。

(地方法 701 の 30)

【理 由】

地方税法 701 条の 30 は、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、「指定都市等は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所税を課するものとする。」とし、同法 701 条の 73 で道路、港湾、下水、河川、学校、病院等の具体的用途を規定して本税が目的税たることが明記され、また同法 701 条の 40 で課税標準は資産割については事業所床面積、従業者割については従業員給与総額とされている。

本法は当初、人口の都市集中に伴う地方財政需要を支弁するため急遽作られたものである。しかし、行政サービスとの受益関係に着目するのであれば、その租税負担は事業税に織り込まれている。さらに、床面積を課税標準とする資産割については固定資産税及び都市計画税との二重課税に該当し、従業者割については法人事業税の外形標準課税との二重課税になる。したがって、事業所税は廃止すべきである。

4 - (3) 法定外税の安易な導入に反対する。

【理 由】

宿泊税や産業廃棄物税のような法定外税は、地方公共団体の課税自主権尊重の現れであり、いわゆる三位一体の改革以後、地方公共団体の独自の財源確保の必要性から次々と導入されている。しかしながら、その課税には以下に掲げる問題があることから、その安易な導入に反対する。

法定外税には、課税対象や納税義務者を過度に限定したものが多く、課税の公平の観点から問題がある。また、課税の仕組みが複雑なものとなり、納税のための事務負担が大きくなる。

地方税の税務行政においては、数少ない税務職員が多様な税目に対応しているのが現状であり、法定外税の導入は税収の増加の割には、地方税制を複雑化させ、徴税コストの増加にもつながりかねない。

税務行政関係

- | |
|---|
| <p>1．租税行政手続についても行政手続法を適用すること。 行政手続法に定めのない部分は、国税通則法等において手続規定を整備すること。</p> |
|---|

【理由】

平成5年に制定された行政手続法の目的は、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資すること」にある。その行政手続法の大きな柱は、申請に対する処分、不利益処分および行政指導に関する規定である。

ところが、租税行政手続においては、行政手続法および国税通則法によって、広い範囲でその適用が除外されている。例えば、質問・検査については行政手続法3条1項によって、更正・決定・賦課決定等の確定処分、国税の徴収処分、青色申告の承認取消処分等の不利益処分は国税通則法74条の2の1項によって、それぞれ適用が除外されている。これは、国税に関する処分が大量・反復的であること、限られた人員で適正・公平・迅速に手続の処理を図らなければならないこと、申請の審査基準としては通達が公表されていること、等の理由によるものとされている。

しかしながら、租税行政手続は租税の確定および徴収の手続であり、ときとして納税者の財産権を侵害する危険性を伴うものである。国税に関する処分が大量・反復的であり人員も限られていることは、徴税面を重視した適用除外の理由であるが、同時に、適用を除外しても納税者の権利が保護されるかどうかという側面も考慮されなければならない。したがって、納税者の権利を保護するという観点から、租税行政手続についても行政手続法を適用すべきであり、行政手続法に規定されていない部分についてのみ、国税通則法により規定すべきである。

- | |
|--|
| <p>2．更正の請求期間を法定申告期限から5年以内（現行1年以内）とすること。 また、後発的事由による更正の請求の特例については、1年以内（現行2か月以内）とすること。</p> |
|--|

（通法23）

【理由】

申告納税方式を採用している租税について、課税標準又は税額等の計算の誤り等により納付税額が過大であったときの是正措置として、課税庁は減額の更正処分を申告期限から5年間行うことができる。しかし納税者は、同様の措置としての更正の請求を申告期限から1年間しか行うことができない。

このため納税者は、法定申告期限後1年超5年以内の期間については、法的根拠のない「嘆願」という方法を用いて課税庁に減額更正を要請することになる。これに対して減額更正は、判例においても税務署長の減額更正義務が否定されており、当該処分が行われるかどうかは課税庁の裁量にもっぱら委ねられており、嘆願は法的な救済措置とはなっていない。

しかしながら、そもそも更正の請求制度の趣旨は納税者の権利救済にある。さらに減額更正の除斥期間と比較しても、その期間をあえて1年とすることの必要性は認められないというべきである。したがって更正の請求期間を減額更正処分の期間と同一の5年以内とすべきである。

さらに、判決の確定等の後発的理由による更正の請求の期限は、現行法上2か月以内に限定されている。しかし、このような規定が一般納税者に理解されているとは言い難く、納税者の正当な権利を救済する見地から、この期間は1年間とすべきである。

3．更正又は決定を行う場合には、常にその理由を附記すること。

(通法 24～30)

【理 由】

今日、更正通知書における理由附記は、青色申告に対する更正および連結申告に対する更正を除いて、法律上義務づけられていない。また、課税庁の取扱いはもちろん、判例も理由附記を要求する法律の規定がないことを根拠にして、白色申告に対する課税処分に理由附記を欠いても違法ではないとする。

以上より、青色申告制度のない消費税や相続税などの税目では、更正の理由が附記されることはなく、青色申告の場合の所得税であっても、不動産所得、事業所得及び山林所得以外の所得に関する更正についてはその理由が附記されないことになる。

ところで理由附記の趣旨は、課税庁の判断の慎重さや合理性を担保してその恣意性を抑制するためと、納税者に不服申立の便宜を与えるためであると理解されている。この趣旨からは、青色申告、白色申告を問わず、すべての納税者に理由を附記しなければならないし、そもそも課税処分の具体的根拠を納税者に示さなければ、納税者は十分な反論をすることが困難となる場合がある。

また、行政手続法は、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分及び不利益処分をする場合には、その理由を示さなければならないことが規定されており、一般行政分野の行政処分については理由附記が義務付けられている。

課税処分においても、一般の行政処分と同様に、理由が常に附記されるよう関係法令を改めるべきである。

4．納期限の翌日から2か月を経過した日以後に適用される延滞税の14.6%の割合について、7.3%部分に特例基準割合を適用して算出した割合と7.3%を合計した割合とすること。

(通法 60, 措法 94)

【理 由】

延滞税は、国税債権の期限内における納付を担保し、期限内に納税した者との均衡を図るために設けられた制度であり、遅延利息に相当する利子税額と一種の行政制裁である延滞加算税額を

統合したものであるといわれている。

平成 11 年度改正において、過去に例を見ない低水準の金利を勘案し、利子税等の軽減を図ることとされ、延滞税のうち 7.3%の部分は特例基準割合（基準時点の公定歩合 + 4%）とされた。しかしながら、延滞税のうち 14.6%の部分については、その割合は据え置かれたままである。

したがって、遅延利息部分 7.3%と行政制裁部分 7.3%とで延滞税 14.6%が構成されていると考えた場合、14.6%のうち少なくとも遅延利息部分については特例基準割合を適用すべきである。

本意見書の作成にあたり、下記の本会支部及び会員並びに団体からお寄せいただいた意見を検討させていただきました。ご協力に深く感謝いたします。

《 支 部 》

大 淀 支 部 東 成 支 部 左 京 支 部 神 戸 支 部
草 津 支 部

《 会 員 》

植 木 心 一 北 野 慎 二 畑 義 知 篠 田 耕 昌
野 田 三 男 吉 田 敬 池 上 澄 雄 森 一
肥 田 弘 二 大 塚 淳 上 田 庄 一 宮 脇 伸 樹
岡 野 則 夫 關 智 一 岡 本 幸 雄 岸 本 秀 久
松 下 稔 尾 崎 幸 宏

(順不同・敬称略)

《 団 体 》

近畿青年税理士連盟

全国女性税理士連盟

作成担当：近畿税理士会・調査研究部

部 長 杉 田 宗 久

副部長 上西 左大信 永 橋 利 志 清 家 裕

部 員 堤 昌 彦 櫻 井 圭 一 勝 山 武 彦 岸 田 光 正

森 紀 世 子 田 達 満 久 乘 哲 清 水 郁 雄

浦 上 立 志 前 原 啓 二 近 藤 雅 人

税制に対するご意見・ご要望をお寄せください

私たち税理士は、税務に関する専門家として、日々の業務を通じて、税の負担者たる国民の視点に立ち、税に対する考え方を最もよく理解し、税制の様々な問題点を把握でき得る立場にあります。また、私たちは、これらの問題点に対する改善策を考察し、税制に対して効果的な提言を行うための知識と実力も有しております。

一方、税理士会および日本税理士会連合会は、税理士法第49条の11および第49条の15によって、税制および税務行政に対して建議できると規定されております。

つまり、税理士が税制に対して意見を表明することは、言わば国民の要請であり、また、私たちに課せられた社会公共的使命を果たすことであるといえます。

近畿税理士会では、例年、「税制改正に関する意見書」を作成しており、この意見書は、日本税理士会連合会において各税理士会の意見書を総括した建議書となり、財務省主税局、国税庁、総務省自治税務局をはじめ関係各方面に提出され、改正に至った項目も少なくありません。

今後もより実効性のある提言を行い、適正な税制の構築に寄与していくため、日々納税者と接しておられる会員皆様のご意見を、ぜひお寄せいただきますようお願い申し上げます。

ご意見・ご要望は、FAX、郵送、電子メールのいずれかの方法により、下記の要領でご提出ください。

なお、ご意見につきましては、意見書作成にあたって参考とさせていただくとともに、ご意見をいただいた方のお名前は意見書の末尾に掲載いたします。

提出先 近畿税理士会・調査研究部

F A X 06 - 6942 - 2182

郵 送 〒540-0012 大阪府中央区谷町1 - 5 - 4

電子メール BCB10706@nifty.com

FAX・郵送の場合は、次頁の罫紙を適宜ご利用ください。

